バリデーションの考え方と実施例 【実施例編(付属書)】

液剤:溶解・混合・ろ過・充塡工程

平成 XX 年 XX 月

大阪府健康医療部薬務課

目次

1. 溶解・混合工程	2
1.1 溶解・混合工程とは	2
1.1.1 変動要因	3
1.1.2 変動要因の技術的情報	3
1.2 プロセスバリデーション実施までに	4
1.2.1 操作条件等	4
1.2.2 検体採取	4
1.2.3 溶解・混合工程の評価	5
2. ろ過工程	6
2.1 ろ過工程とは	6
2.1.1 変動要因	6
2.1.2 変動要因の技術的情報	7
2.2 プロセスバリデーション実施までに	7
2.2.1 操作条件等	7
2.2.2 検体採取	7
2.2.3 ろ過工程の評価	8
3. 充填工程	8
3.1 充填工程とは	8
3.1.1 変動要因	8
3.1.2 変動要因の技術的情報	8
3.2 プロセスバリデーション実施までに	9
3.2.1 操作条件等	9
3.2.2 検体採取	9
3.2.3 充填工程の評価	10
4. モデル事例	11
4.1 製造条件等の設定の経緯	11
4.2 プロセスバリデーションの検証方法	13
5. Q&A	14

1. 溶解·混合工程

1.1 溶解・混合工程とは

溶解・混合工程とは、固体原料や液体原料を水等の溶媒に溶かして均質な薬液を所定量製する工程であり、溶解・混合操作の後にメスアップ操作を行う場合もある。本実施例では、液剤(非無菌製剤)の溶解・混合を対象としている。

1.1.1 変動要因

溶解・混合工程のアウトプットと考えられる主要な品質は薬液の性状、均質性等であり、これらに影響を及ぼす可能性のある変動要因を以下に示す。

	品質に影響を及ぼす可能性のある変動要因		
原材料	性状、溶解性、粒子径、比重、粘度、溶媒の特性等		
設備仕様	タンクの形状・容積・材質、加熱・冷却ジャケット撹拌装置の機構(定回転・		
	可変回転タイプ、設置位置等)、撹拌羽根の形状・数等		
操作条件	仕込量、投入順序・方法、撹拌速度・時間、溶媒量、温度等		

1.1.2 変動要因の技術的情報

変動要因のうち重要と思われる変動要因に関する技術的情報を以下に示す。

変動要因	技術的情報
原材料	原料の性状、溶解性、粒子径、比重、粘度等の特性を予め把握しておくことで
	効率の良い溶解・混合が可能になる。特に、溶解性については操作条件を設定
	する上で重要な特性になる。
	溶媒については、目的とする製剤の品質を考慮して適切に選定する。
タンクの形状・容	タンクは、原料投入時の操作性、溶解や貯液等の使用用途、及び設置スペース
積・材質	等により種々の形状があるが、一般的には円筒型(縦タイプ、横タイプ)が使
	用される場合が多い。また、製品に接触する材質は、薬液の特性に応じて耐腐
	食性等の適切な材質を選定する。
加熱・冷却ジャケ	薬液の加熱・冷却が不要な場合には、内槽壁だけの1重タンクを、薬液を加熱・
ット有無	冷却、または温度保持する必要がある場合には、タンク胴部及び底部に加熱又
	は冷却用ジャケットを装備している2重タンクを選定する場合が多い。
撹拌装置の機構、	溶解・混合工程で使用するタンクには一般的に撹拌装置が装備されている。タ
撹拌羽根の形状	ンク槽内の撹拌効果・流動状態は、タンクの形状、撹拌羽根の形状、大きさ、
	撹拌速度などによって決定される。また、懸濁剤・乳剤の場合は、高速撹拌と
	低速撹拌の2つの装置を設置する場合が多い。
仕込量	タンクの容積等に応じた標準的な仕込量(最大量・最小量を含む)を予め設定
	する。
投入順序・方法	原料の投入順序・方法などにより、原料の溶解性や安定性(加熱等に伴う)に
	影響を及ぼす場合があるため、投入順序や別タンクでの溶解等の必要性を検討
	する。
撹拌速度	一般的に撹拌速度が高い程、溶解等に要する時間は短くなるが、薬液特性によ
	っては泡立や気泡の巻き込みが強くなる場合があり、適切に撹拌速度を設定す
	る必要がある。
撹拌時間	溶解性の悪い原料が含まれている場合、撹拌時間が長時間となる場合があり、
	作業性の観点から、撹拌時間を短くするために、加熱、pH 調整等を行う場合
	がある。
温度	溶解性以外に原薬安定性や揮発成分への影響を評価して、溶媒の温度を設定す

1.2 プロセスバリデーション実施までに

プロセスバリデーション実施までに検討すべき項目と要点を以下に記載する。

1.2.1 操作条件等

1)タンクの選定

原料の特性や仕込量等を考慮して、タンクの形状、容積、材質を、また、原料の溶解性や作業性に応じて、加熱・冷却ジャケットや可変式の撹拌装置の必要性を検討する。

2)原料の規格

性状、粒子径、比重、粘度等について、原料の特性を予め把握しておくことで効率の良い溶解・混合が可能になる。

3)投入順序·方法

投入順序・方法により原料の溶解性や安定性に影響を与える場合があるため、各原料の特性を考慮して、投入順序・方法を決定する。

4)製造条件等

製造条件としては、溶媒温度・溶媒量、撹拌速度、溶解・混合時間が考えられる。

(1)溶媒温度·溶媒量

原料の溶解性や投入量などに応じてタンクに投入する溶媒の温度及び溶媒量を設定する。

(2)撹拌速度

通常、タンクには可変式もしくは固定式の撹拌装置が装備されている。可変式の撹拌装置の場合には原料の特性などに応じて適切な撹拌速度を設定する。また、撹拌速度をステップ毎に変更することが必要となる場合もある。更に、懸濁剤・乳剤の場合は、高速撹拌と低速撹拌の最適な組み合わせ条件(ステップ毎の速度変更を含む。)を設定する場合が多い。

(3)溶解・混合時間

十分な均質性が確実に得られるように適切な溶解・混合時間を設定する。

(4)メスアップ

メスアップ操作がある場合、溶解・混合後に溶媒を規定量まで追加し、混合する。なお、メスアップ操作には容積と重量の2つの方法がある。

1.2.2 検体採取

溶解・混合操作後のメスアップ操作の有無により、検体採取のタイミングが異なる場合がある。

- 1) 検体採取のタイミング
- (1) メスアップ操作が無い場合

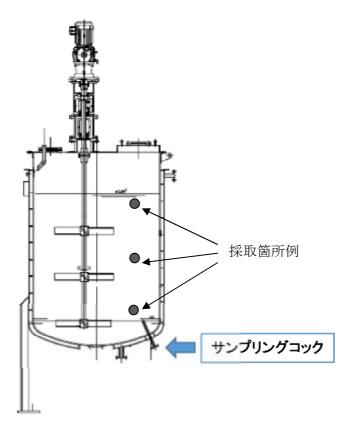
設定された撹拌時間後に検体を採取する。

(2) メスアップ操作がある場合

メスアップ操作後、設定された撹拌時間後に検体を採取する。このような場合は溶解・混合操作では検体採取を行わず、溶解性の確認は目視等で行われる場合が多い。但し、原料の添加割合が非常に低い、溶媒に対する溶解度が非常に低い等、溶解性にリスクがある場合は、溶解・混合操作後に検体を採取する場合がある。

2) 検体採取箇所

薬液の性質、タンクの形状・容積等により複数の検体採取箇所を適切に決定する。



3) 検体採取器

タンク内から検体を採取する場合は吸引機等に接続したチューブ、溶液サンプラー、柄杓等を、サンプリングコックから検体を採取する場合はビーカー等の一般的な受器等が用いられる。

4) 検体採取量

測定する評価項目を考慮し、適切な検体量を採取する。

5) 検体採取時の注意

検体の採取については、汚染等に注意して採取する必要がある。また、サンプリングコックから採 取する場合は、初期廃棄量を設定する。

1.2.3 溶解・混合工程の評価

1) 評価項目・評価基準

	懸濁剤・乳剤以外の液剤	懸濁剤・乳剤
	性状:目視等で確認できる外観	性状:目視等で確認できる外観を
	を設定する。	設定する。
溶解・混合工程	定量:自主規格内、又は、承認	定量:自主規格内、又は、承認規
(メスアップ操作無し)	規格内	格内
		含量の均一性:下記注を参照
		必要に応じて、粒度分布(平均粒

			子径):自主規格内
	>++++++++++++++++++++++++++++++++++++	性状:目視等で確認できる外観	性状:目視等で確認できる外観を
		を設定する。	設定する。
		必要に応じて、定量等(定量の	必要に応じて、定量等:自主規格
	溶解・混合操作	ほかに、薬液の導電率や浸透圧	内
		等の測定による確認で評価する	
溶解・混合		場合もある):自主規格内	
工程(メス		性状:目視等で確認できる外観	性状:目視等で確認できる外観を
アップ操作 あり) メス [*] 作		を設定する。	設定する。
	ファマープセ	定量:自主規格内、又は、承認	定量:自主規格内、又は、承認規
	メスアップ操作	規格内	格内
			含量の均一性:下記注を参照
			必要に応じて、粒度分布(平均粒
			子径):自主規格内

注:含量の均一性の評価基準

製品毎に適切に設定する必要があるが、評価基準の一例を以下に示す。

- ① 各検体の単位質量(容量)当たりの主薬含量の「平均値±3σ」が承認規格内であること。
- ② 各検体の単位質量(容量)当たりの主薬含量の「平均値 $\pm 3 \sigma$ 」が表示量の $\pm 15\%$ 以内であること。
- ③ 各検体の単位質量(容量)当たりの主薬含量が表示量の±10%以内であり、かつその RSD が 5%以下であること。

また、その他の評価方法として、分散分析や工程能力指数が採用される場合がある。

2) 参考項目

pH、比重、粘度等

2. ろ過工程

2.1 ろ過工程とは

ろ過工程とは、異物・混濁物質等の除去、製品の澄明化を行う工程である。懸濁剤・乳剤は、通常、 ろ過工程を設定しない。また、ろ過工程のみをプロセスバリデーションの対象とせず、例えば、次 工程の充填工程のプロセスバリデーションにろ過工程を含める方法も考えられる。

2.1.1 変動要因

ろ過工程のアウトプットと考えられる主要な品質はろ液の品質であり、これらに影響を及ぼす可能性のある変動要因を以下に示す。なお、ろ過圧、フィルター外観等の確認により、ろ液の品質の間接的な指標とする場合もある。

	品質に影響を及ぼす可能性のある変動要因	
原材料	薬液の濃度・粘性、ろ過量(調製量)	
設備仕様	ろ過機、フィルターの性能 (種類・ポアサイズ・ろ過面積)、ろ過助剤	
操作条件	ろ過圧力、ろ過流量	

2.1.2 変動要因の技術的情報

変動要因のうち重要と思われる変動要因に関する技術的情報を以下に示す。

変動要因	技術的情報	
薬液の濃度・粘性	薬液の濃度・粘性を考慮して適切なフィルターの性能を選定する必要がある。	
ろ過量	薬液の特性及びろ過量とフィルターのろ過面積を工業化研究にて予め確認し	
	ておくことで、ろ過目詰まりを予防することができる。	
ろ過機	目的とするろ過に適したろ過機を選定する。	
フィルターの性	フィルターの性能は、薬液の品質(溶出・吸着)に影響を及ぼす可能性がある	
能(種類・ポアサ	ため、薬液の特性とフィルターの性能を事前に把握したうえで選定する必要が	
イズ・ろ過面積)	ある。また、フィルターの負荷を軽減させることを目的としてプレフィルター	
	を使用する場合がある。	
ろ過助剤	フィルターの種類によっては、適切なろ過助剤を使用することで効率的なろ過	
	を行うことも可能である。	
ろ過圧力	パイロットプラント等にて、予め液剤のろ過条件を設定する。そのときにろ過	
	フィルターに負荷がかからないようにろ過圧力等に注意が必要である。	

2.2 プロセスバリデーション実施までに

プロセスバリデーション実施までに検討すべき項目と要点を以下に記載する。

2.2.1 操作条件等

1) ろ過機、ろ過フィルターの選定

(1)ろ過機

ろ過機はろ過フィルターとセットとなっているが、一般的には、フィルタープレス式とカートリッジ式等がある。

(2)ろ過フィルター

薬液の特性により、ろ過フィルターを選定する必要があるが、ろ過フィルターへの薬液の内容物の吸着やフィルターからの溶出等を考慮のうえ品質に影響がないことを確認する必要がある。ろ過フィルターとしては、ろ紙、不織布等のフィルター、金属等のスクリーンフィルター、高分子合成膜等のメンブランフィルター等がある。

2)製造条件等

ろ過工程で設定すべき製造条件としては、以下の項目が考えられる。

(1)ろ過圧力(定流量の場合)

ろ過フィルターに過大な負荷がかからないように、ろ過圧力の上限を設定する必要がある。また、 ろ過フィルターの異常(破れ)を検知できるように下限も設定しておく必要がある。

(2)ろ過流量(定圧加圧の場合)

ろ過流量については、基本的にはポンプあるいは定圧加圧により送液するため一定であるが、遠心分離などによる特殊なろ過の場合には、ろ過流量を調整することが必要な場合もある。

2.2.2 検体採取

1) 検体採取のタイミング

ろ過の開始時及び終了時

2) 検体採取箇所

通常、ろ過機から直接的に検体を採取することは出来ないため、ろ過機出口付近の配管に設置したサンプリングコック、ろ過後のタンクもしくは充填機などから時系列的に採取することが一般的である。また、サンプリングコックからろ過後のろ液を適切に検体採取するために初期廃棄量を設定する。

3) 検体採取器

次工程での抜き取りになる場合が多いが、性状を確認することが出来る透明性の容器を用いること が多い。

4) 検体採取量

測定する評価項目を考慮し、適切な検体量を採取する。

2.2.3 ろ過工程の評価

1) 評価項目

ろ液の性状等

2) 評価基準

性状:目視等で確認できる外観を設定する。

3) 参考項目

ろ過圧

フィルター外観

所定量の薬液がろ過できること等

3. 充填工程

3.1 充填工程とは

充填工程とは、薬液を容器に規定量充填する工程である。

3.1.1 変動要因

本工程のアウトプットと考えられる主要な品質は充填品の性状、充填量、含量の均一性等であり、 これらに影響を及ぼす可能性のある変動要因を以下に示す。

	品質に影響を及ぼす可能性のある変動要因
原材料	粘度、表面張力、懸濁粒子・エマルジョンの粒度分布、液温、曳糸性等
設備仕様	充填機、巻締め(閉塞)機、直接容器の洗浄機、熱交換装置、液量検査機
操作条件	直接容器の洗浄、充填速度、充填温度、巻締め(閉塞)条件

3.1.2 変動要因の技術的情報

変動要因のうち重要と思われる変動要因に関する技術的情報を以下に示す。

変動要因	技術的情報
充填機	充填ノズルごとのバラツキを PQ 等で検証しておく必要がある。
巻締め (閉塞) 機	巻締め(閉塞)ユニットごとに容器の気密性が担保できることを検証する。
直接容器の洗浄	直接の容器の材質・形状等に応じて、容器の洗浄方法を検討する。
機	
薬液の特性	薬液の特性により、充填量に影響を与えることがあるので、事前に検証を行う。

直接容器の洗浄	直接の容器の清浄性を確認して、容器の洗浄の必要性を検討する。薬液の充填		
	前に水もしくはエアーにより容器を適切に洗浄する必要があるが、水で洗浄し		
	た場合には、残水量などが最終製品に影響しないことを予め検証しておくこと		
	が重要である。		
充填温度	容量充填の場合には充填温度に影響を受けるため、充填温度と充填量の関係を		
	把握しておく必要がある。		
巻締め (閉塞) 条	容器特性に応じて気密性を担保する管理方法(締めトルク)を設定する。		
件			

3.2 プロセスバリデーション実施までに

プロセスバリデーション実施までに検討すべき項目と要点を以下に記載する。

3.2.1 操作条件等

1)充填機の選定

一般的に充填機には、定水位充填方式と定量式充填方式がある。薬液の特性や容器の形状等に応じて 充填機を選定する。また、充填機と巻締め機(閉塞機)が一対になっており、素早く液剤の気密性を 担保するには重要な機構となっている。

2)容器の選定

液剤の容器には様々な材質の容器があるが、通常、薬液の充填前に水もしくはエアーにより容器を適切に洗浄することが必要である。特に水で洗浄した場合には、残水量などが最終製品に影響しないことを予め検証しておくことが重要である。

3)製造条件等

充填工程で設定すべき製造条件としては、以下の項目が考えられる。

(1)充填量

選定した容器ならびに充填機の機構により充填量と管理幅を設定する必要がある。

(2)液量検査

一般的には、充填機後に液量検査機(X線、カメラ、重量選別など)を設定して管理する。

(3) 充填速度

充填速度が高過ぎる場合は、充填精度の低下、液はね等が生じる場合があるため、適切な充填速度 を設定する必要がある。

(4) 巻締め (閉塞) 条件

容器の巻締め(閉塞)は、気密性を担保することが目的であるため、適切に気密性が確保されていることを容器の特性に応じて確認する必要がある。

3.2.2 検体採取

1) 検体採取のタイミング

充填の初期、中期(製造数量が多い場合:数時間毎)、後期。

2) 検体採取箇所

充填・巻締め機(閉塞機)後で検体採取が可能な場所

3) 検体採取器

特に必要なし。

4) 検体採取量

各検体採取のタイミング毎に、測定する評価項目や充填ノズル本数等を考慮し、適切な検体量を採取するが、原則として各検体採取のタイミング毎に 10 本採取する必要がある。

3.2.3 充填工程の評価

液剤には、使用方法として単回使用製剤と複数回使用製剤の 2 種類のタイプがあり、充填工程の評価が異なる。なお、工程能力を評価するとの観点から、複数回使用製剤に対して単回使用製剤の評価を適用することも妥当な考え方である。

1) 評価項目

単回使用製剤:性状、充填量、製剤均一性試験、含量の均一性、気密性等 複数回使用製剤:性状、充填量、定量、気密性等

2) 評価基準

(1) 性状

目視等で確認できる外観を設定する。

(2) 充填量等

①単回使用製剤の場合

	評価項目	評価基準例
	充填量	すべての検体が自主規格内
		かつ、平均値±3σが自主規格内
 懸濁剤・乳剤以	質量偏差試験	検体採取のタイミング毎に、日局質量偏差試験に適合
	含量の均一性	検体採取のタイミング毎の検体のうち1検体を定量法に
グトロノ们文弁リ		より含量を測定し、採取したすべての検体の推定含量値
		を算出し、得られた推定含量値(30本以上)をまとめて
		統計評価を行う。
		評価基準については、推定含量値の平均値±3σが承認規
		格又は表示量±15%以内。
	充填量	すべての検体が自主規格内、
		かつ平均値±3σが自主規格内
	含量均一性試験	検体採取のタイミング毎に、日局含量均一性試験に適合
懸濁剤・乳剤	含量の均一性	採取したすべての検体の含量値を測定し、得られた含量
		値(30本以上)をまとめて統計評価を行う。
		評価基準については、得られた含量の平均値±3σが承認
		規格又は表示量±15%以内

②複数回使用製剤

	評価項目	評価基準例
	充填量	すべての検体が自主規格内
液剤	定量	検体採取のタイミング毎の検体のうち1検体を定量法に
		より含量を測定する。評価基準は承認規格内。

(3) 気密性

容器の気密性を検証するため開栓トルク等を測定する。

3) 参考項目

性状、収量・収率、物性値(pH、比重など)、微生物限度試験等

4. モデル事例

4.1 製造条件等の設定の経緯

本実施例において、懸濁剤・乳剤以外の液剤を対象としたモデルを基に検証方法事例を以下に示す。

1) 処方

成分	1本 (10mL) の配合量	仕込量(100L)
原薬 A	10 mg	0.100 kg
原薬 B	5 mg	0.050 kg
矯味剤	500mg	5.000kg
pH 調節剤	300 mg	3.000 kg
防腐剤	30mg	0.300kg
水	適量	適量

懸濁剤・乳剤以外の液剤で単回使用される製剤とする。

2) 医薬品開発及び工業化研究等からの情報

- (1)防腐剤については、水を90℃以上に加温すると溶解性が向上することが確認されている。また、微粉であり"だま"になりやすいので投入時に注意が必要である。
- (2)原薬 A は、水に対する溶解性は悪いが、酸性にすると溶解性が良くなる。
- (3)原薬 B については、高温化での安定性が良くない。
- (4) 矯味剤及び pH 調節剤については、日局にて「溶けやすい」とされており、また、工業化研究においても溶解性には問題ないことが確認されている。
- (5)ろ過量が多くなるとろ過速度の低下が確認されている。

3) リスクの低減

リスク項目	低減方法
防腐剤の溶解性	工業化研究からの情報をもとに溶解時の水の温度を設定した。また、粒子径
	が微粉の場合には、"だま"になりやすいので、徐々に分散させながら投入
	することにした。
原薬 A の溶解性	pH による溶解性を考慮するため原料投入の順序を設定した。
原薬 B の安定性	液温を 40℃以下に冷却した後、原薬 B を溶解させる。
ろ過量	工業化研究からの情報をもとにろ過面積を計算のうえ、実機でのろ過機のハ
	ウジングの仕様(フィルターの本数)を適切に設定した。

4)性能適格性評価 (PQ)

品質リスク低減策を取り組んだうえで、各種製造パラメーターについて条件検討を行った。以下に 主要なパラメーターの設定例を示す。なお、工業化研究等での工程の理解度や工程の品質リスク等 によっては、性能適格性評価だけでなく、工業化研究等で評価する項目もある。

(1) 防腐剤の溶解時間

工業化研究にて溶解時間の関係から防腐剤を溶解させる水の温度を90℃とし、3分後、5分後、7分後、9分後での目視での溶解確認において、5分後以降での溶解が確認されたので、防腐剤の溶解時間を7分と設定した。

(2) 原薬Aの溶解時間

工業化研究にて原薬 A が酸性下での溶解が良いことが確認されていたので、pH 調節剤を投入し酸性下とした後、3 分後、5 分後、9 分後での目視での溶解確認において、5 分後以降での溶解が確認されたので、原薬 A の溶解時間を 7 分と設定した。

(3) 原薬Bの溶解時間

工業化研究にて原薬 B が高温化での安定性が良くないことが確認されていたので、原薬 B を除く原料の溶解確認後、液温を 40[°]C以下に冷却し、3 分後、5 分後、7 分後、9 分後での目視での溶解確認において、5 分後以降での溶解が確認されたので、原薬 B の溶解時間を 7 分と設定した。

(4)メスアップ操作後の撹拌時間

すべての原料を溶液化させてメスアップ操作後、3分後、5分後、7分後、9分後での含量の均一性において、3分後以降で安定した結果が得られたので、メスアップ操作後の撹拌時間を5分と設定した。

(5) 充填速度

充填速度は生産予定量から、充填速度は、100 本/分を標準速度とする予定であったため、80 本/分、100 本/分、120 本/分、140 本/分で検討した結果、すべての充填速度に目標する充填精度が得られたため、充填速度は、100 本/分を標準速度として設定した。

5) プロセスバリデーションでの製造方法・条件

溶解・混合工程	調製タンク A(容量:40L)に 90℃の水 20kg を投入し、防腐剤
(溶解・混合操作)	0.3kg を投入し7分間撹拌溶解を行う。目視にて溶解確認後、冷
	却装置にて冷却をおこない40℃以下とし、調製タンクB(容量:
	100L) に配管移送する。次に、調製タンク A に 50℃の水:40kg
	を投入し、矯味剤 5kg、pH 調節剤 3kg を投入し撹拌溶解を行う。
	目視にて溶解確認後、原薬 A 0.10kg を投入し、7 分間撹拌溶解を
	行う。次に、溶調製タンク A を冷却装置にて冷却をおこない 40℃
	以下とし、原薬 B 0.05kg を投入し、7 分間撹拌溶解を行う。目視
	にて溶解確認後、調製タンクBに配管移送する。また、調製タン
	ク A を水:10kg で洗いこみ、同様に調製タンク B に配管移送す
↓	る。
	調製タンクに 102±1kg になるまで水を投入してメスアップを行

(メスアップ操作)	う。メスアップ後、5分間撹拌を行い作業終了とする。
•	
ろ過工程	調製タンクBから送液ポンプにてフィルターを装着したろ過機に
,	てろ過を行う。
—	
充填工程	充填機に送液する。
	充填速度(毎分 100 本)にてガラス容器に充填しキャップを巻締
	めする。

4.2 プロセスバリデーションの検証方法

4.1 で示したモデル事例に対するプロセスバリデーションの検証方法を以下に示す。

理解を容易にするため、具体的な方法や数値等を記載して、プロセスバリデーションの検証方法を 紹介しているが、あくまでも一例であって、普遍性のある方法や数値等を示したものではないこと に注意されたい。

1) 検体採取

溶解・混合工程	調製タンク A でのそれぞれの原料投入後、設定された撹拌終了
溶解・混合操作	後、撹拌を停止後、検体採取せず、のぞき窓等から薬液の性状を
	目視確認する。
メスアップ操作	サンプリング器具により調製タンクBの上中下の3箇所から検体
	を採取
ろ過工程	ろ過機出口のサンプリングコックよりサンプリング容器に検体
	を採取する。
充填工程	充填初期、中期、後期にて各○○本を採取する。

2) 評価項目·参考項目

【評価項目】
性状等
【評価項目】
・性状
目視で異物が確認されないこと。
・定量
自主規格内であること。
• pH
自主規格内であること
【参考項目】
・比重
【評価項目】
・ろ液の性状

	【参考項目】
	・ろ過圧
	・フィルター外観
	・所定量の薬液がろ過できること。
充填工程	【評価項目】
	・外観
	・充填量
	すべての検体が自主規格内、かつ平均値±3σが自主規格内
	・質量偏差試験
	検体採取のタイミング毎に日局質量偏差試験に適合
	・含量の均一性
	検体採取のタイミング毎の検体から1検体について定量法に
	より含量を測定し、採取したすべての検体の推定含量値を算
	出し、得られた推定含量値(30本以上)をまとめて統計評価
	を行い、平均値±3σが承認規格又は表示量±15%以内
	• pH
	自主規格内であること
	・開栓トルク
	自主規格内であること
	【参考項目】
	・比重
	・微生物限度試験

5. Q&A

Q1	溶解・混合工程では、検体採取箇所を1箇所とすることは可能か。
A1	懸濁剤・乳剤以外の液剤で、全成分が溶解溶媒に対して非常に溶解性が高く、工業化研究等
	で成分の溶解性が製品品質リスクへの影響が極めて低いと判断した場合、検体採取箇所を 1
	箇所とすることができる。ただし、懸濁剤・乳剤の場合は、検体採取箇所を複数個所とする
	ことが必要である。

Q2	タンクの構造上、タンク内の複数個所から検体を採取することが困難な場合や懸濁剤の場合、
	どのように検体を採取すればよいのか。
A2	例えば、撹拌装置を稼働させた状態で、タンク上面、又は、サンプリングコック等から、速
	やかに複数回、検体を採取する方法が考えられる。

- Q3 充填前の薬液、又は、充填後の薬液を加熱し、微生物による影響を低減させる場合があるが、 どのようなことに注意することが必要か。
- A3 例えば、加熱処理後の液剤単位当たりの総微生物数を適切に設定すると共に、原薬等の分解 の有無や性状等を確認することが必要である。
- Q4 「いわゆるドリンク剤(経口液剤のうち、一般用医薬品及び医薬部外品に該当する製剤)」 のうち、1回1本の用法用量が承認書等に規定されている製品については単回使用と解する 事もできるが、製品リスクを考慮した上で、充填工程における充填量や含量の評価は、複数 回使用製剤に示された評価方法に準じることは可能か。
- A4 いわゆるドリンク剤の充填工程における評価については、効能効果や製品リスクを考慮した上で、複数回使用製剤に示された方法に準じて実施することも可能と考える。
- Q5 充填本数が非常に少ない品目の場合、充填の初期、中期、後期の各ポイントで10本以上、採取しなければならないのか。
- A5 全充填数量から全体を反映できると考える本数で差支えないが、その理由等をバリデーション計画書に記載することが必要である。
- Q6 充填数量が多く、検体採取のタイミングを初期、数時間毎、後期とした場合、すべての検体 採取毎に同じ評価を行う必要があるのか。
- A6 原則、初期、中期、後期で同じ評価を行う必要があるが、それ以外のタイミングで採取した 検体に対しては、工程の変動を代表的に評価できる評価項目(例えば、充填量)に限定する ことも可能な場合がある。
- Q7 揮発性成分及び経時変化が著しい成分を含有する製剤の充填工程の評価を行う際の留意すべき事項とは。
- A7 1ロットの充填時間が長時間に渡る場合など、製剤の品質への影響が懸念される場合には、 時系列での検体採取の箇所を増やして評価する必要がある。
- Q8 多成分配合製剤の溶解・混合工程における溶解確認 (定量による) は、すべての成分について実施する必要があるのか。
- A8 懸濁剤・乳剤以外の液剤の場合は、必ずしもすべての原薬について溶解確認(定量による)を行う必要はない。例えば、最も溶解性の悪い原薬のみを確認対象とすることも可能である。 但し、懸濁剤・乳剤の場合は、すべての原薬について定量し、所定の評価をすることが必要である。なお、すべての液剤について、充填工程ではすべての原薬について定量し、所定の評価をすることが必要である。